

# 劇場をより安全にご利用いただくために

平素より、当センターをご利用いただきまことにありがとうございます。

「文化芸術基本法」が制定されて以来、ゆとりと潤いを求める皆様のニーズにお答えすべく、劇場の設備や運営方法は日々進化を遂げています。しかしながら、技術革新に伴い複雑多様化した劇場運営での人身事故も多発しております。

**三重県総合文化センター** では「劇場は危険なところ」という考えの元、舞台作業に携わる方々の安全を確保すると共に、事故予防のため、全国に先駆けて **平成15年4月1日(火)より 舞台設営および撤去作業時のヘルメット着用と高所(床<sup>2</sup>以上)作業時の安全帯着用** (以下保護具) を徹底しております。

舞台設営および撤去作業に関わるすべての方に保護具の着用をしていただきます。

(保護具について、当会館で貸出はしておりません。持ち込みにてお願いします。)

三重県のリーディングホールとして、最も安全意識の高い劇場運営を心掛けております。

私共は、劇場の「暗くて危険」なイメージを改め、皆様に安心してご利用いただける「安全で質の高い芸術空間」づくりを目指してまいります。

## 主催者の方へ 【重要】

主催者様が劇場をご利用いただく場合、当センターの安全基準を遵守していただくこととなります。その為、保護具未着用の方には作業に参加していただくことはできません。

万が一、当センターの安全基準を遵守していただけない方が、作業中事故等に遭われた場合、労働安全衛生法および労働安全衛生規則による事業者(主催者)に発生する責任上、主催者様が訴追の対象となるおそれがあります。

(設備に関する安全措置についてはセンター側にて措置を講じます)

皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。



施設利用サービスセンター

(指定管理者:公益財団法人三重県文化振興事業団)

## 関係法令をご確認の上、関係者のみなさまへご周知くださいますようお願いいたします

### 労働安全衛生法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

- 2 労働者 労働基準法第9号に規定する労働者をいう。
- 3 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

第4条 労働者は、労働災害を防止するための必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

### 労働安全衛生規則

(安全装置等の有効保持)

第28条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等(以下、「安全装置等」という。)が有効な状態で使用されるようそれらの点検および整備を行わなければならない。

(特別教育を必要とする業務)

第36条 法第59条3項の厚生労働省で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

(略)

- 39 足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務

(略)

41 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

(墜落等による危険の防止)

第518条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く)

で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。